

岩手県保健福祉部医療政策室

目次

- 1 現行の地域医療構想
- 2 かかりつけ医機能報告制度
 - (1) 概要
 - (2) 報告事項
 - (3) 公表スケジュール
 - (4) 協議の場
- 3 新たな地域医療構想の策定・ 保健医療計画の中間見直し
 - (1) 国の検討会のとりまとめ概要
 - (2) 基本的な4つの方向性
 - (3) 新たな地域医療構想や医療計画等の国の進め方
 - (4) 地域医療構想、医師偏在対策等に関する国の検討体制

参考

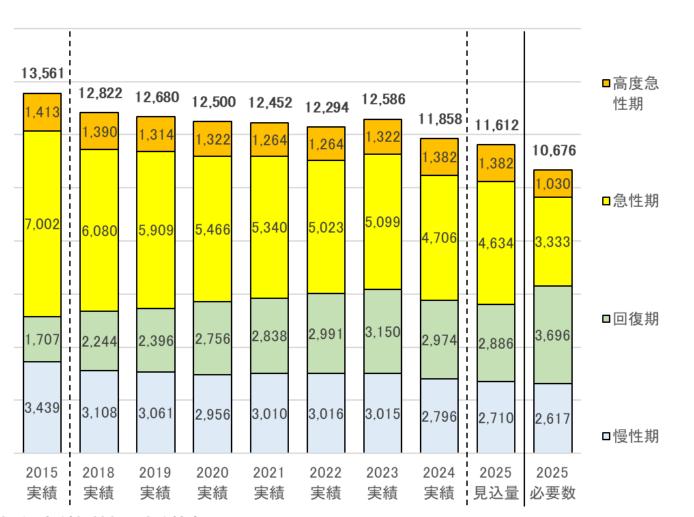
R6.3.29 厚生労働省 「第1回新たな地域医療構想等に 関する検討会」資料1

- 地域医療構想は、**中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化 化**を見据え、**医療機関の機能分化・連携**を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの。
 - ① 都道府県において、各構想区域における2025年の医療需要と「病床数 の必要量」について、医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期) ごとに推計し、地域医療構想として策定。
 - ② 各医療機関から都道府県に対し、現在の病床機能と今後の方向性等を 「病床機能報告」により報告。
 - ③ 各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施。
 - ④ 都道府県は**「地域医療介護総合確保基金」を活用**し、医療機関の機能分化・連携を支援。さらに、自主的な取組だけでは進まない場合、「医療法に定められている権限の行使を含めた役割」を適切に発揮することで、地域医療構想の実現を図る。
- 地域医療構想は医療法上、医療計画の一部として位置付けられており、本県では平成28年3月に策定。
- 本県の構想区域は、二次保健医療圏(9圏域)と同様に設定。



〇 令和6 (2024)年の県内の機能別病床数は、高度急性期1,382床、急性期4,706床、回復期2,974床、 慢性期2,796床、計11,858床であり、病床の機能分化・連携に向けた取組の結果、平成27 (2015)年と比較して、高度急性期31床減、急性期2,296床減、回復期1,267床増、慢性期643床減で、計1,703床減となっている。

		201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
岩	手県	<u>2015</u>	2025年必要数	<u>2018</u>	<u>2019</u>	2020	2021	2022	<u>2023</u>	<u>2024</u>	2015年に対	2015年	2025	<u>2025</u>	見込み/必
		<u>実績</u>	に対する比	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	実績	実績	実績	<u>実績</u>	する比	との差	見込量	必要数	要数
合計		13,561	127%	12,822	12,680	12,500	12,452	12,294	12,586	11,858	87%	1 ,703	11,612	10,676	109%
高度	急性期	1,413	137%	1,390	1,314	1,322	1,264	1,264	1,322	1,382	98%	▲ 31	1,382	1,030	134%
急性	期	7,002	210%	6,080	5,909	5,466	5,340	5,023	5,099	4,706	67%	▲ 2,296	4,634	3,333	139%
回復	期	1,707	46%	2,244	2,396	2,756	2,838	2,991	3,150	2,974	174%	1,267	2,886	3,696	78%
慢性	期	3,439	131%	3,108	3,061	2,956	3,010	3,016	3,015	2,796	81%	▲ 643	2,710	2,617	104%





【病床再編支援給付金の活用状況】

急性期: ▲410床/▲2,296床中

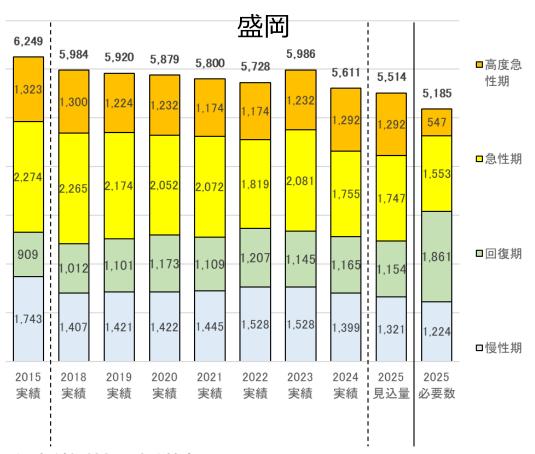
- 北上済生会 ▲44
- 国保藤沢病院 ▲54
- 盛岡赤十字 ▲40
- 栃内病院 ▲19
- 赤坂病院 ▲ 7
- ひがしやま ▲44
- 県立釜石病院 ▲92
- ちあき眼科 ▲ 1
- 平舘クリニック ▲19
- 県立江刺病院 ▲58
- 県立千厩病院 ▲32

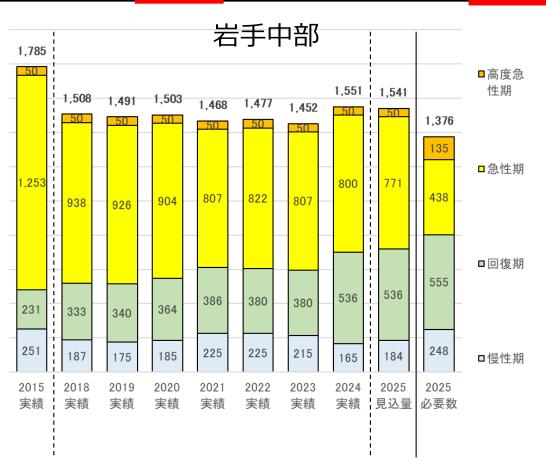
慢性期:▲37床/▲643床中

○ 美山病院 ▲37

	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
盛岡	<u>2015</u>	2025年必要数	<u>2018</u>	<u>2019</u>	2020	<u>2021</u>	2022	<u>2023</u>	<u>2024</u>	2015年に対	2015年	2025	<u>2025</u>	見込み/必
	<u>実績</u>	に対する比	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	する比	との差	見込量	必要数	要数
合計	6,249	121%	5,984	5,920	5,879	5,800	5,728	5,986	5,611	90%	▲ 638	5,514	5,185	106%
高度急性期	1,323	242%	1,300	1,224	1,232	1,174	1,174	1,232	1,292	98%	▲ 31	1,292	547	236%
急性期	2,274	146%	2,265	2,174	2,052	2,072	1,819	2,081	1,755	77%	▲ 519	1,747	1,553	112%
回復期	909	49%	1,012	1,101	1,173	1,109	1,207	1,145	1,165	128%	256	1,154	1,861	62%
慢性期	1,743	142%	1,407	1,421	1,422	1,445	1,528	1,528	1,399	80%	▲ 344	1,321	1,224	108%

	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
岩手中部	<u>2015</u> <u>実績</u>	2025年必要数 に対する比	<u>2018</u> <u>実績</u>	<u>2019</u> <u>実績</u>	<u>2020</u> <u>実績</u>	<u>2021</u> <u>実績</u>	<u>2022</u> <u>実績</u>	<u>2023</u> <u>実績</u>	<u>2024</u> <u>実績</u>	2015年に対 する比	2015年 との差	2025 見込量	<u>2025</u> 必要数	見込み/必 要数
合計	1,785	130%	1,508	1,491	1,503	1,468	1,477	1,452	1,551	87%	▲ 234	1,541	1,376	112%
高度急性期	50	37%	50	50	50	50	50	50	50	100%	0	50	135	37%
急性期	1,253	286%	938	926	904	807	822	807	800	64%	▲ 453	771	438	176%
回復期	231	42%	333	340	364	386	380	380	536	232%	305	536	555	97%
慢性期	251	101%	187	175	185	225	225	215	165	66%	▲ 86	184	248	74%

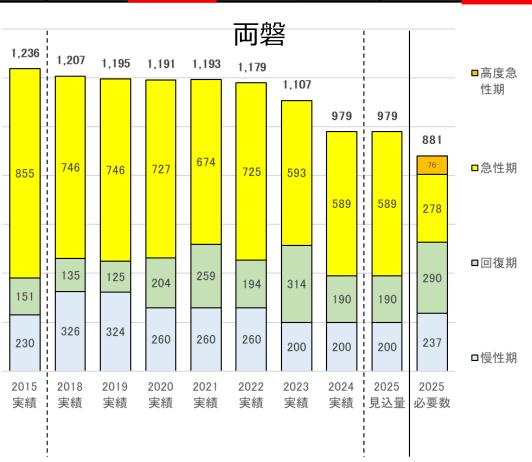




	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	_
胆江	<u>2015</u>	2025年必要数	2018	2019	2020	2021	2022	<u>2023</u>	2024	2015年に対	2015年	2025	2025	見込み/必
	<u>実績</u>	に対する比	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	する比	との差	見込量	<u>必要数</u>	要数
合計	1,434	120%	1,418	1,360	1,297	1,335	1,270	1,391	1,211	84%	▲ 223	1,211	1,198	101%
高度急性期		0%								-	0		84	0%
急性期	816	229%	757	651	529	517	451	396	393	48%	▲ 423	393	357	110%
回復期	91	29%	115	163	281	350	351	512	454	499%	363	454	312	146%
慢性期	527	118%	546	546	487	468	468	483	364	69%	▲ 163	364	445	82%

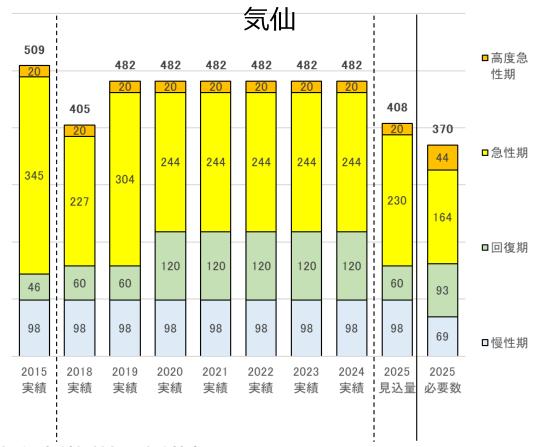
	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
両磐	<u>2015</u>	2025年必要数	2018	2019	2020	2021	2022	<u>2023</u>	<u>2024</u>	2015年に対	2015年	2025	<u>2025</u>	見込み/必
	<u>実績</u>	に対する比	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	<u>実績</u>	する比	との差	見込量	<u>必要数</u>	要数
合計	1,236	140%	1,207	1,195	1,191	1,193	1,179	1,107	979	79%	▲ 257	979	881	111%
高度急性期		0%								-	0		76	0%
急性期	855	308%	746	746	727	674	725	593	589	69%	▲ 266	589	278	212%
回復期	151	52%	135	125	204	259	194	314	190	126%	39	190	290	66%
慢性期	230	97%	326	324	260	260	260	200	200	87%	▲ 30	200	237	84%

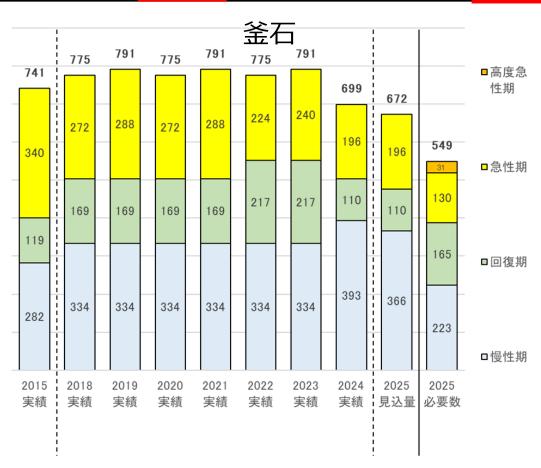




	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
気仙	<u>2015</u>	2025年必要数	<u>2018</u>	<u>2019</u>	<u>2020</u>	<u>2021</u>	<u>2022</u>	<u>2023</u>	<u>2024</u>	2015年に対	2015年	2025	<u>2025</u>	見込み/必
	実績	に対する比	<u>実績</u>	<u>実績</u>	実績	<u>実績</u>	<u>実績</u>	実績	<u>実績</u>	する比	との差	見込量	必要数	要数
合計	509	138%	405	482	482	482	482	482	482	95%	▲ 27	408	370	110%
高度急性期	20	45%	20	20	20	20	20	20	20	100%	0	20	44	45%
急性期	345	210%	227	304	244	244	244	244	244	71%	▲ 101	230	164	140%
回復期	46	49%	60	60	120	120	120	120	120	261%	74	60	93	65%
慢性期	98	142%	98	98	98	98	98	98	98	100%	0	98	69	142%

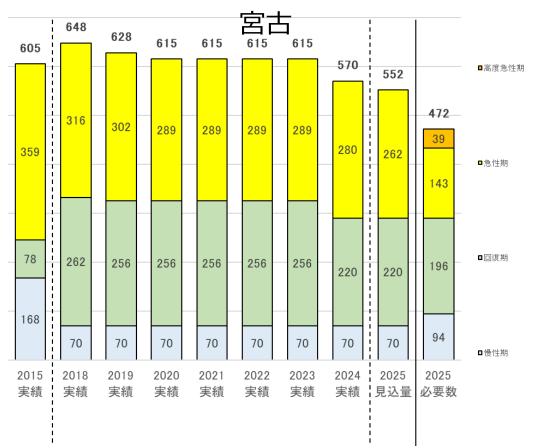
	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
釜石	<u>2015</u> 実績	2025年必要数	<u>2018</u> 実績	<u>2019</u> 実績	<u>2020</u> 実績	<u>2021</u> 実績	<u>2022</u> 宝績	<u>2023</u> 実績	<u>2024</u> 実績	2015年に対	2015年 との差	2025 見込量	<u>2025</u> 必要数	見込み/必 要数
合計	天順 741	135%	天順 775	天順 791	775	天順 791	天根 775	天順 791	天順 699	94%	▲ 42	672		
高度急性期	7.1.	0%	7.70	701	,,,	, , ,	,,,	701		-	0	0,2	31	0%
急性期	340	262%	272	288	272	288	224	240	196	58%	▲ 144	196	130	151%
回復期	119	72%	169	169	169	169	217	217	110	92%	▲ 9	110	165	67%
慢性期	282	126%	334	334	334	334	334	334	393	139%	111	366	223	164%

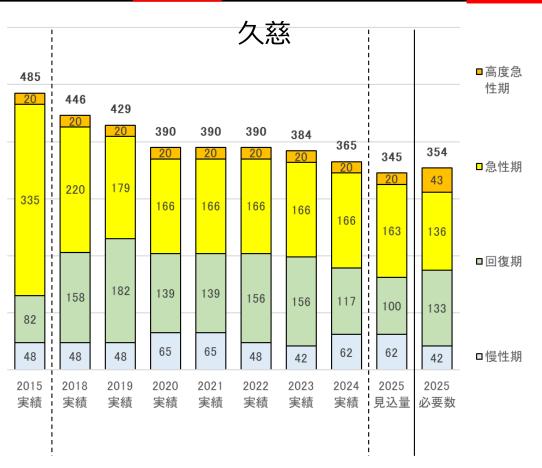




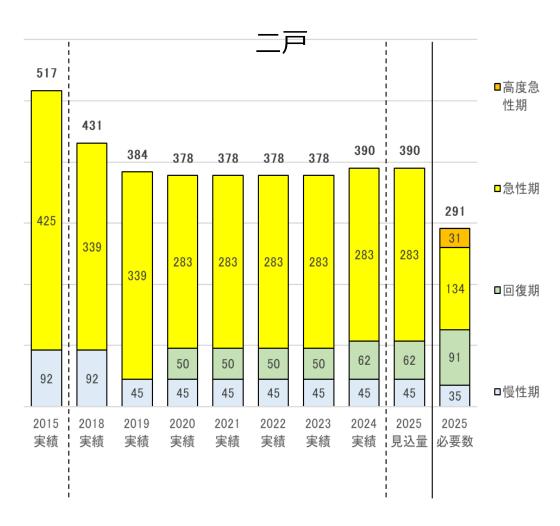
	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
宮古	<u>2015</u>	2025年必要数	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2015年に対	2015年	2025	2025	見込み/必
	<u>実績</u>	に対する比	<u>実績</u>	する比	との差	見込量	<u>必要数</u>	要数						
合計	605	128%	648	628	615	615	615	615	570	94%	▲ 35	552	472	117%
高度急性期		0%								-	0		39	0%
急性期	359	251%	316	302	289	289	289	289	280	78%	▲ 79	262	143	183%
回復期	78	40%	262	256	256	256	256	256	220	282%	142	220	196	112%
慢性期	168	179%	70	70	70	70	70	70	70	42%	▲ 98	70	94	74%

	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
久慈	<u>2015</u> <u>実績</u>	2025年必要数 に対する比	<u>2018</u> <u>実績</u>	<u>2019</u> <u>実績</u>	<u>2020</u> <u>実績</u>	<u>2021</u> <u>実績</u>	<u>2022</u> <u>実績</u>	<u>2023</u> <u>実績</u>	<u>2024</u> <u>実績</u>	2015年に対 する比	2015年 との差	2025 見込量	<u>2025</u> 必要数	見込み/必 要数
合計	485	137%	446	429	390	390	390	384	365	75%	▲ 120	345	354	97%
高度急性期	20	47%	20	20	20	20	20	20	20	100%	0	20	43	47%
急性期	335	246%	220	179	166	166	166	166	166	50%	▲ 169	163	136	120%
回復期	82	62%	158	182	139	139	156	156	117	143%	35	100	133	75%
慢性期	48	114%	48	48	65	65	48	42	62	129%	14	62	42	148%





	201	5年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年			2025年	
二戸	<u>2015</u>	2025年必要数	<u>2018</u>	<u>2019</u>	<u>2020</u>	<u>2021</u>	<u>2022</u>	<u>2023</u>	<u>2024</u>	2015年に対	2015年	2025	<u>2025</u>	見込み/必
·	実績	に対する比	実績	する比	との差	見込量	必要数	要数						
合計	517	178%	431	384	378	378	378	378	390	75%	▲ 127	390	291	134%
高度急性期		0%								-	0		31	0%
急性期	425	317%	339	339	283	283	283	283	283	67%	▲ 142	283	134	211%
回復期		0%			50	50	50	50	62	_	62	62	91	68%
慢性期	92	263%	92	45	45	45	45	45	45	49%	▲ 47	45	35	129%



8

(1) 概要

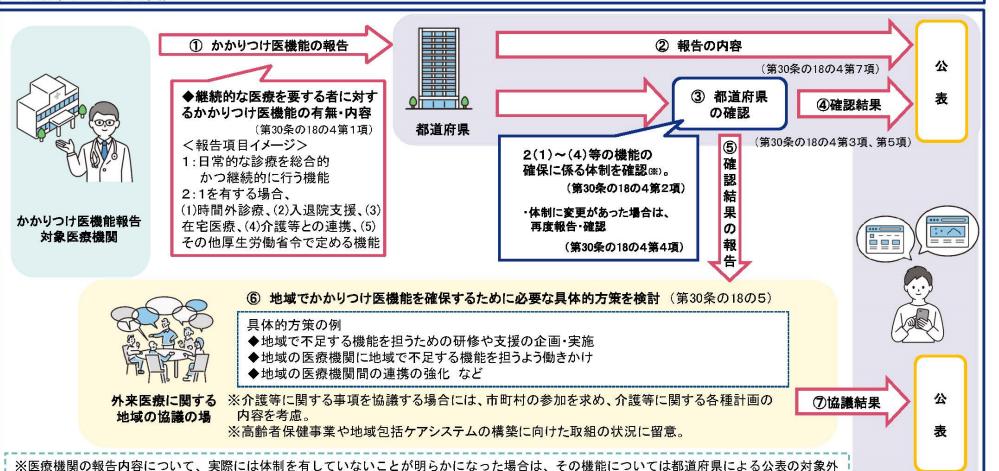
- 令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)」が成立・公布され、同法において、**医療法が改正**され、令和7年4月より「**かかりつけ医機能報告制度**」が施行された。
- **国民・患者**が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する**医療機関を適切に選択できる**ための情報 提供を強化する。

医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

○ **各医療機関が機能や専門性に応じて連携**しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化する。

かかりつけ医機能報告概要

- 〇慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 〇都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協 議の場に報告するとともに、公表。
- 〇都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果 を取りまとめて公表。



ポイント

1役表スケジュールの機能では、1分別では、1分

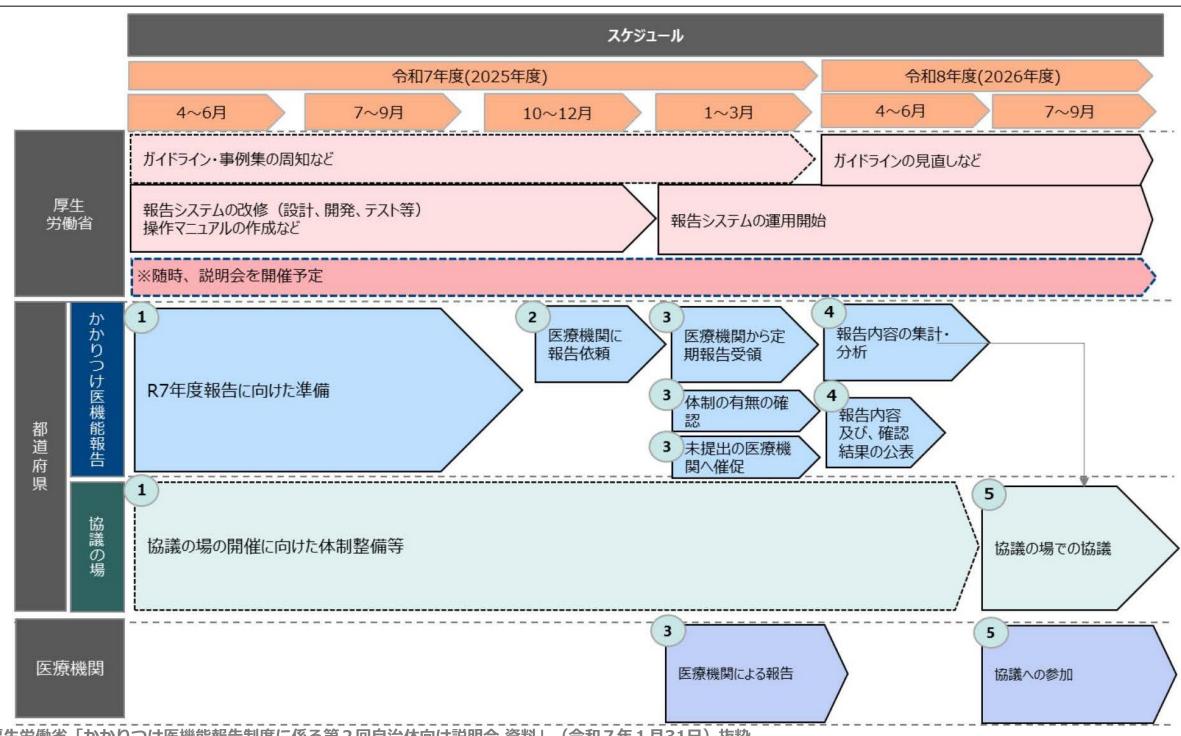
(2) 報告事項

- 〇 対象医療機関は、特定機能病院(岩手医大)及び歯科医療機関を除く、**病院及び診療所**となっている。
- 報告方法は、原則として医療機関等情報支援システム(G-MIS)により行う。
- 「**1号機能**」と「**2号機能**」について、毎年1月1日時点の状況を報告する。
 - 1号機能…**日常的な診療を総合的かつ継続的**に行う機能
 - 2号機能…継続的な医療を要する者に対する**時間外診療、入退院支援、在宅医療、介護連携**等の機能

かかりつ け医機能	具体的な機能	報告事項
1号機能	継続的な医療を要する者に対する 日常的な 診療において、患者の生活背景を把握し、 適切な診療及び保健指導を行い、自己の専 門性を超える場合には、地域の医師、医療 機関等と協力して解決策を提供する機能	 ・かかりつけ医機能を有することを院内掲示している ・かかりつけ医機能に関する研修を修了の有無 ・17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無 ・医療に関する患者からの相談に応じることができる
2 号機能 (イ)	通常の 診療時間外 の時間に診療を行う機能	・自院又は連携による 時間外診療体制の確保 状況 ・自院における時間外対応加算1~4の届出状況、時間外加算、深夜加 算、休日加算の算定状況
2号機能(口)	在宅患者の後方支援病床を確保し、地域の 退院ルールや地域連携クリティカルパスに 参加し、 入退院時に情報共有・共同指導 を 行う機能	・自院又は連携による後方支援病床の確保状況・入退院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況・退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況・紹介受診重点医療機関等から紹介を受けた外来患者数
2 号機能 (ハ)	在宅医療 を提供する機能	・自院又は連携による在宅医療提供体制の確保状況 ・ 訪問診療・往診・訪問看護・在宅看取り の診療報酬項目の算定状況
2 号機能	介護サービス等の事業者と連携 して医療を 提供する機能	・介護サービス事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況・介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況・介護保険施設等における医療の提供状況
	具体的な運用や報告事項の詳細に アニュアルを発出予定。	・地域の医療・介護情報提供システムの参加・活用状況・ACPの実施状況10

(3) 公表スケジュール

- 毎年4月以降、国が<mark>報告結果</mark>をとりまとめ、各都道府県に提供されたものを、HPなどで<mark>公表</mark>する。
- 〇 「<mark>協議の場</mark>」で地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための**具体的な方策**を検討し、その<mark>協</mark> 議結果を公表する。 ※どちらも医療法で定められている



①令和7年4月~ 報告及び協議の場に向けた体制整備

- 〇 庁内体制の整備
- 医療機関への周知
- 協議の場の開催に向けた調整
 - ・ 会議体の検討
 - ・コーディネーター
 - ・協議テーマの検討
 - ・ 圏域、参加者の検討
 - ・ 関係者、保健所、市町村との調整

②令和7年11月頃~ 医療機関への報告依頼

○ 医療機関に対し、かかりつけ医機能報告の案内

③令和8年1~3月 医療機関による報告

- かかりつけ医機能報告を行う
- 県による疑義照会

<u>④令和8年4月〜</u> 報告内容の集計・分析及び公表

- 報告結果を県HP等で公表
- 地域のかかりつけ医機能の確保状況を把握
- 課題の整理、協議の場の開催に向けた準備

<u>⑤令和8年7月〜</u> 協議の場での協議

- 医療関係者や保健所、市町村等との協議の場
- 協議結果をとりまとめ公表
- つかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を講じる

(4) 協議の場

協議前

協議

協議後

- 〇 医療分野だけでなく、**都道府県・市町村の介護・福祉分野**の含めた会議体の現状把握が重要。
- 〇 キーパーソンの協議の場への参加、コーディネーターの配置
- 定量データのみならず、医療・介護関係者の認識している課題等の<mark>定性データ</mark>も把握すること。
- 協議の場において、具体的方策を検討し、協議結果を公表する。

(1) 地域の医療関係者等との関係構築 ● 日頃から地域の医療関係者等

日頃から地域の医療関係者等との顔の見える関係を構築し、地域医療や 介護の状況等を日常的に把握しておく。

(2) 協議に向けた枠組みの整理

- かかりつけ医機能の検討に向け、以下の内容を整理しておく。
 - 1. 圏域
 - 2. 協議を行う内容
 - 3. 協議を行う関係者 等
- (3) 地域の現状分析及び課題の整理
 - 以下のようなデータを用いて、地域におけるかかりつけ医機能の確保状況を分析し、課題等について総合的に把握を行う。
 - 1. かかりつけ医機能報告等から得られるデータ
 - 2. 介護資源や介護報酬に関するデータ
 - 3. 既存の統計データ
 - 4. 医療介護関係者が認識する課題等の定性データ
- (4) 各機能を確保するための協議
 - テーマごとに①~⑥を繰り返しながら議論を進める。
 - ① 地域の現状の把握と共有
 - ② 地域で目指すべき姿の共有
 - ③ 解決すべき地域の課題
 - ④ 原因の分析
 - 上記の議論を踏まえ、課題に対する具体的な方策と地域における役割分担等について議論し、結果を共有して取り組む(⑤)。
 - ⑤ 方策と役割分担の決定
 - ⑤の結果得られた効果について、評価すべき指標を設定するなどし、次回 以降の協議の場において検証する。(⑥)
 - ⑥ 方策により期待できる効果と検証
- (5) 定期的な検証
 - 協議の場で議論を行った方策の効果や実施後の課題に関する定期的な検証を行う。
- (6) 協議結果の公表
 - 住民や医療・介護等関係者等がわかりやすいよう、協議の場の資料や協議 結果を公表する。



(1)協議イメージ例 (日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能(1号機能))

圏域

市町村・二次医療圏単位等

参加者

都道府県・保健所、市町村、郡市区医師会、関係する診療所や病院、コーディネーター 等

(1)地域の具体的な課題

継続的な医療を要する方が、新たな症状を呈した場合に、どの医療機関に相談すればよいか 分からず、対応が遅れるケースがある。

(2)様々な視点から考えられる原因

原因1:総合的な診療を行う意向を有する医師もいるが、地域の医療機関同士の連携が行われておらず、自己の専門性を超えて対応ができない場合に、地域で活用できる医療機関を把握しておらず、安易に中核病院等に紹介してしまう。

原因2:各医療機関が有する機能や役割が周知されておらず、どの医療機関に相談すればよいかが分からない。

<u>(3)</u>地域で目指すべき姿

慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする方に対し、患者の生活背景を把握した上で日常診療を行うとともに、地域の医師、医療機関と協力して医療に関する相談に応じることができる体制が確保され、周知・運用されている。

(4) 方箫

- 方策1:各医療機関が有する機能や役割を医療関係者間で共有したうえで、患者・家族から の相談に円滑に対応できるよう、医療機関間で必要に応じて患者情報を共有する。
 - ✓医療機関同士が連携できる機会(意見交換の場)を設定する。
 - ✓自院が持つかかりつけ医機能を患者・家族に説明する。
 - ✓地域の医療機関が担う機能や役割を住民向けに周知する・かかりつけ医を持つことを推奨する。
 - (事例集 P.9 松戸市の事例参照)
 - ✓健康状態不明者をリストアップし、対象者の状態に応じて、かかりつけ医への相談・紹介を行う。
 - (事例集 P.14 燕市の事例参照)
- 方策2:医療機関が担うかかりつけ医機能を強化し、総合的な診療を行う医師の機能を強化 するため、医師の教育や研修会を開催する。

(5) 方策により期待できる効果

患者に体調悪化が生じた場合に、必要に応じて地域の医師、医療機関等と協力して、生活背景等も踏まえた相談対応や診療を行うことができる。

(1) 国の検討会のとりまとめ概要

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- 2040年に向け、外来·在宅、介護との連携、人材確保等も含めた あるべき医療提供体制の実現に資するよう策定·推進
 - (将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始 (25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな 構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
- ・これまでの「<u>回復期機能</u>」について、その内容に「<u>高齢者等の急性</u> 期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
- 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
- ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で 協議(議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

• 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保(実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
- 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合 に許可
- ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化(目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

<主な記載事項>

- 現行の地域医療構想は将来の病床数の必要量、病床の機能分化・連携の推進に関する取組等を定めるものであるが、新たな地域医療構想においては、これらに加えて、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性、将来の医療機関機能の確保のあり方、医療機関の機能分化・連携の推進に関する取組等を定めることとしてはどうか。
 - ※ 具体的な記載内容等はガイドラインで検討

現行の地域医療構想の主な記載事項

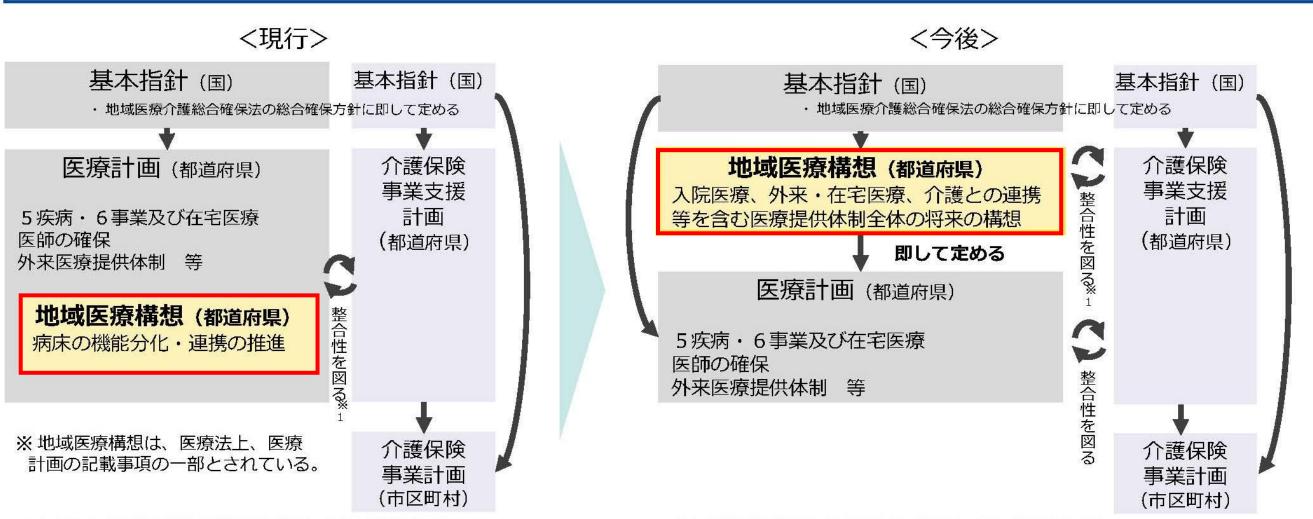
- 構想区域における将来の病床数の必要量
- 地域医療構想の達成に向けた病床の 機能分化・連携の推進に関する取組
- 病床機能の情報提供の推進

新たな地域医療構想の主な記載事項(案)

- 地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性
- ※ 入院医療、外来医療、在宅医療、介護との連携、人材確保等を含む医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性
- 構想区域における将来の医療機関機能の確保のあり方
- 構想区域における将来の病床数の必要量
- 地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化・連携 の推進に関する取組
- 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の推 進に関する取組
- 医療機関機能の情報提供の推進
- 病床機能の情報提供の推進
- ※ 具体的な記載内容等はガイドラインで検討
- ※ 医療計画において、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在 宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定める。
- ※ 新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画 との整合性を図る。

く新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理>

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来·在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
 - 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
 - 医療計画について、地域医療構想の6年間(一部3年間)の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、 5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。



※1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、 新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。 ※1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、 新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。

(2) 基本的な4つの方向性

高齢者救急

受入体制を強化するとともに、ADLの低下を防止するため、入院早期から必要なリハビリテーションを適切に提供し、早期に自宅等の生活の場に戻ることができる支援体制を確保することが求められる。その際、救急搬送や状態悪化の減少等が図られるよう、医療DXの推進等による在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等と地域の医療機関との連携強化、かかりつけ医機能の発揮等を通じて、在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等の対応力を強化することも求められる。

在宅医療

地域の実情に応じて、**医療機関や訪問看護ステーション**等の連携により、地域での 24 時間の提供体制を構築するとともに、**オンライン診療の積極的な活用、介護との連携**等を通じて、効率的かつ効果的に提供体制を強化することが求められる。あわせて、**外来医療**についても、時間外対応等の**かかりつけ医機能**を発揮して必要な提供体制を確保することが求められる。

医療の質や医療従事者の確保

地域ごとに医療需要の変化等に対応できる**医療従事者を確保**することが重要である。また、今後、多くの医療資源を要する手術等が減少し、急性期病床の稼働率の低下等により、医療機関の経営への影響が見込まれる中、**一定の症例や医師を集約**して、**医師の修練や医療従事者の働き方改革**を推進しながら、**急性期医療や救急医療を提供する体制を構築**することが求められる。

地域における必要な医療提供の維持

人口減少により医療従事者の不足が顕著となっていく中で、**医療DX**、**タスクシフト・シェア**等の推進により、**生産性の向上**を図り、地域で不可欠な医療機能を維持することが求められるとともに、すでに人口減少がより進んでいる過疎地域等においては、**拠点となる医療機関からの医師の派遣や巡回診療、ICTの活用**等が一層求められる。

(3) 新たな地域医療構想や医療計画等の国の進め方

- 新たな地域医療構想について、<u>令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、</u>令和9~10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等 に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画 に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に 向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

2030 ~ 2028 2024 2025 2026 2027 2029 (令和7年度) (令和8年度) (令和9年度) (令和10年度) (令和11年度) (令和12年度) (令和6年度) 新たな地域医療構想の策定・取組 医療機関機能に着目した地域 将来の方向性、 新たな地域医療構想 ガイドラインの 地域医療構想 将来の病床数の の医療機関の機能分化・連携 の検討(国) 検討(国) 必要量の推計 の協議、病床の機能分化・連 携の協議 等 国と都道府県の実務者協議(地域医療構想の策定 状況や医療計画の取組等に係る課題を国と都道府 県で共有) 5疾病・6事業 第8次医療計画(※) 第9次医療計画 ※ 救命救急センターのあり方や周産期医療等、個別の事業の課題を第9 次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行う。 第9次計画の作 第9次計画の検 討(国) 成(都道府県)

外来医療計画、医師確保計画、 在宅医療に関する事業

第8次計画(前期)

第8次計画(後期)

第9次計画の作

成(都道府県)

かかりつけ医機能 第8次計画(後期) 第8次計画(後期) 第9次計画の検 報告等のガイドラ インの検討(国) 第10次計画の検討(国) 第10次計画の検討(国) 第20次計画の検討(国) 第20次計画の表述(国) 第20次计通问

かかりつけ医機能の確保に関する地域の協議(都道府県)

第9次医療計画

3 18

(4) 地域医療構想、医師偏在対策等に関する国の検討体制

- 新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進、それらの内容を反映した第9次医療計画の策定等に向け、以下の検討会及びその下に関連WGを設置することとしてはどうか。
- 具体的には、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進等について、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。また、医療計画のうち、外来医療計画等の3か年の計画について、第8次医療計画(後期)に向けて令和7年度中に一定のとりまとめを行う。なお、在宅医療・医療介護連携、救急医療等について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものは検討会で議論を行う。
- 在宅医療・医療介護連携について、第8次医療計画(後期)に向けてWGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。小児医療・周産期医療について、WGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。救急医療、災害医療・新興感染症医療等については、第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する。

地域医療構想及び医療計画等に関する検討会

【検討事項】

- ・地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項(⇒新たな地域医療構想の具体的内容、現行の地域医療構想の進捗等)
- ・医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項
- ・医師確保計画及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに 関する事項
- ・外来医療計画に関する事項
- ・その他本検討会が必要と認めた事項



連携

<u>その他5疾病等に関する検討体制</u>

がん、循環器疾患、精神医療等

<u>在宅医療及び医療・介護</u> 連携に関するWG

【検討事項】

- ・在宅医療に関する事項
- ・医療・介護連携に関する事項 等

小児医療及び周産期医療の 提供体制等に関するWG

【検討事項】

・小児・周産期医療提供体制に 関する事項 等

救急医療等に関するWG

【検討事項】

- ・救命救急センターに関する事項
- ・救急搬送に関する事項

<u>災害医療・新興感染症</u> 医療に関するWG

【検討事項】

・災害、新興感染症発生・まん延時、 国民保護事案等への対応 等

検討会スケジュール (各WGは必要に応じて順次開催)

7月~

議論の開始

秋頃

中間とりまとめ

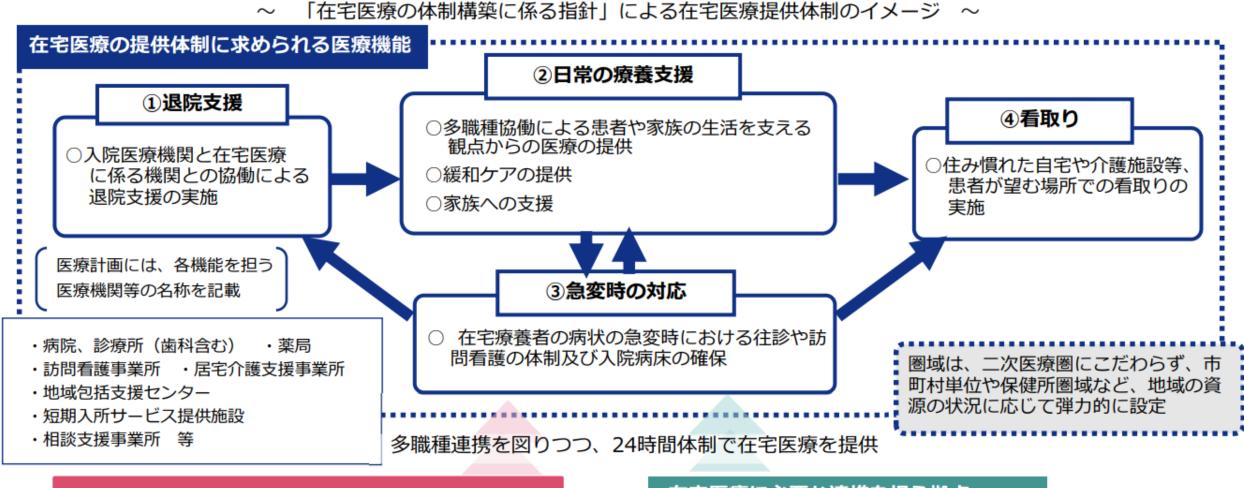
12月~3月

とりまとめ

→ ガイドライン及び医療計画指針(外来、在宅、医師確保)の発出

※ 医療法等改正法案の法律事項は法案成立後に検討

○ 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④ 看取りの在宅医療の**4つの機能の整備**に向け、**「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」**及び**「在宅 医療に必要な連携を担う拠点」**を**医療計画に位置付ける**とともに、**在宅医療・介護連携推進事業**において実 施する取組との**連携**を求めている。



在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ○①~④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
 - ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
 - 他医療機関の支援
 - ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援
 - 在宅療養支援診療所
 - ・在宅療養支援病院

在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ○①~④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
 - ・地域の関係者による協議の場の開催
 - ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
 - ・関係機関の連携体制の構築 等
 - ・市町村 ・保健所
 - ・医師会等関係団体

等



- 岩手県保健医療計画(2024-2029)では、 **「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」**及び**「在宅医療に必要な連携を担う拠点」**を **2次医療圏にそれぞれ1つ以上**(全県で57医療機関、20拠点)設定している。
- また、市町村の**在宅医療・介護連携推進事業**は、全ての市町村で取り組むこととされているが、地域の 医療、介護資源等の違いにより、単独ですべての事業を行うことが困難な市町村があるなど、**取組状況に 差**があることから、**県(保健所)は、広域調整等の支援を行う**こととしている。

<積極的役割を担う医療機関及び拠点>

医療圏	積極的役割を担う 医療機関の数	積極的役割を担う 拠点の数
盛岡	28	5
岩手中部	10	4
胆江	5	2
両盤	7	1
気仙	2	3
釜石	1	2
宮古	1	1
久慈	2	1
二戸	1	1
合計	57	20

在宅医療において積極的役割を担う医療機関の取組事項

- ①夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における **診療の支援**
- ②患者が必要な医療、介護、障害福祉サービスが受けられる よう**関係機関に働きかけ**
- ③臨床研修制度における地域医療研修において、**研修を受ける機会等の確保**
- ④災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定し、 他の医療機関等の計画策定等を支援
- ⑤患者の病状が急変した際の受入れ

在宅医療において積極的役割を担う拠点の取組事項

- ①関係者による会議を定期的に開催
- ②医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、**関係機関と調整**
- ③関係機関の連携による**急変時の対応や24時間体制の構築**、多職種による**情報共有の促進**
- ④地域住民への普及啓発

- 岩手県保健医療計画(2024-2029)では、**在宅医療、医療・介護連携**に関する**施策の方向性**として、 ①連携体制の構築等、②専門人材の育成・確保、③在宅医療への理解促進、④小児在宅医療に係る連携 等の促進、⑤在宅医療・介護の連携推進などを記載している。
- 県では、保健医療計画等に基づき、**会議の開催、各種調整、研修会の開催、医療機関等への支援**などの取組を行っている。

①連携体制の構築等

岩手県保健医療計画における施策の方向性	県の取組等
・医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスが適切に紹介され	
るよう多職種協働による切れ目のない継続的な在宅医療提供体制を	
構築	・在宅医療支援委員会(県医師会)
・在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス	・在宅歯科医療連携室の設置(県歯科医師会)
が適切に紹介される体制づくり	・医療介護連携調整事業
	・A C P 県民会議
	・在宅医療推進設備整備費補助(医療機関)
	・在宅医療連携体制補助(医療機関)
	・訪問看護総合支援センター事業運営委員会
・訪問看護の連携機能や体制の強化	(県看護協会)
	・相談窓口の設置(県看護協会)
	・在宅医療推進設備整備費補助(訪問看護ST)
・在宅療養者の家族の身体的、精神的負担を軽減するための取組を推	・在宅医療に係る支援調整(代診医の派遣、急変時の
進	病床確保)(県医師会)

②専門人材の育成・確保

岩手県保健医療計画における施策の方向性	県の取組等	
・在宅医療に関わる医療及び介護関係者等に対して、在宅医療に必要 な基本的知識や技術に関する研修を実施し資質向上及び人材を確保		
・がん診療連携拠点病院は、地域における緩和ケア体制の整備を支援 するため、医師をはじめとした医療従事者を育成する研修等を実施	・緩和ケア医療従事者研修	
・小児在宅医療や、認知症患者への対応等、それぞれの特徴に応じた 在宅療養の体制整備を行うため、研修を行うなど、人材育成を強化	・小児在宅医療に関する研修(県医師会)	

③在宅医療への理解促進

岩手県保健医療計画における施策の方向性	県の取組等
・医療従事者、介護関係者、障害福祉サービス関係者等に対す を行い、在宅医療への理解を促進することで、円滑な多職種 制を構築	1. 有锥叫问门小州《门旦有锥丝金)
・市民公開講座などを通じて、地域住民への在宅医療や看取りる理解を深めるための取組を推進	・住民向け研修(県訪問看護ST協会) ・ACP普及啓発(県医師会)

4 小児在宅医療に係る連携等の促進

岩手県保健医療計画における施策の方向性	県の取組等
・重症心身障がい児・者を含む医療的ケア児・者等に対する小児分野 の在宅医療の体制充実に向けて、医療・福祉・教育等の関係者の連 携等を促進	

⑤在宅医療・介護の連携推進

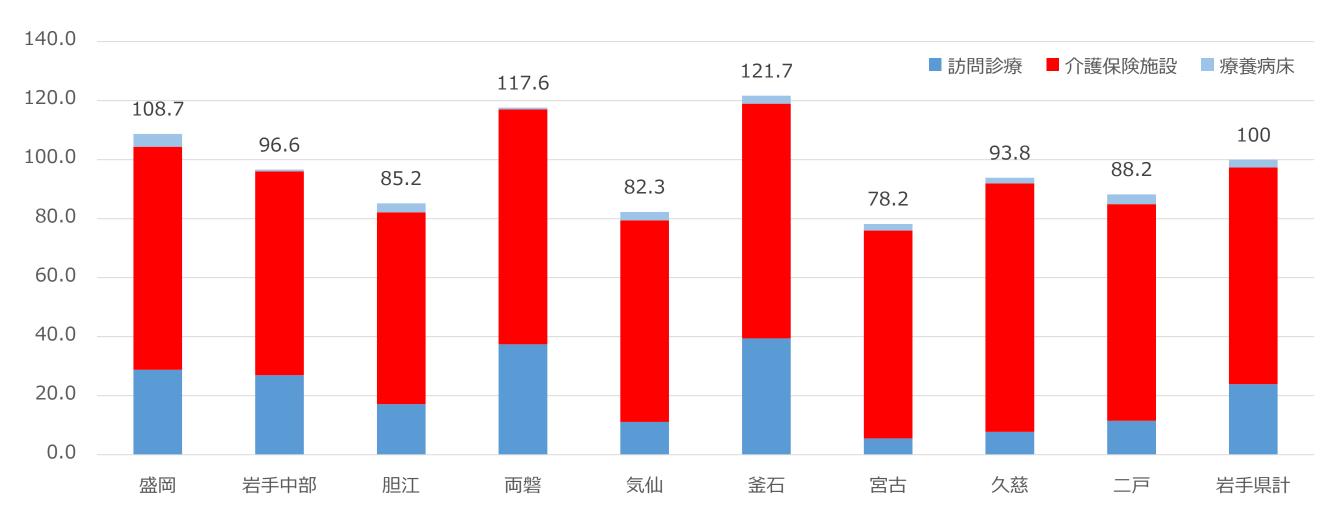
岩手県保健医療計画における施策の方向性	県の取組等
・医療、介護、福祉従事者に対し、研修会の開催等を通じて多職種の 連携に必要な知識等の普及を図る。	「③在宅医療への理解促進」の取組と同じ
・自宅や介護施設などで適切な医療や医療的ケアを提供できる専門的 な人材を確保するため、研修の開催を通じて、計画的な人材養成を 行う。	

在宅医療、医療・介護連携

- 在宅医療と介護保険施設、療養病床の一部(医療区分1)については患者像が重複する場合があり、地域の資源に応じてサービスが提供されていることから、これらを合算して、指数化したところ、3医療圏が県平均を上回っている。
- **県平均を上回る医療圏**では、**訪問診療患者数が多い**状況となっている。

訪問診療患者数、介護保険施設定員数及び療養病床数(医療区分1相当分)の65歳以上人口比

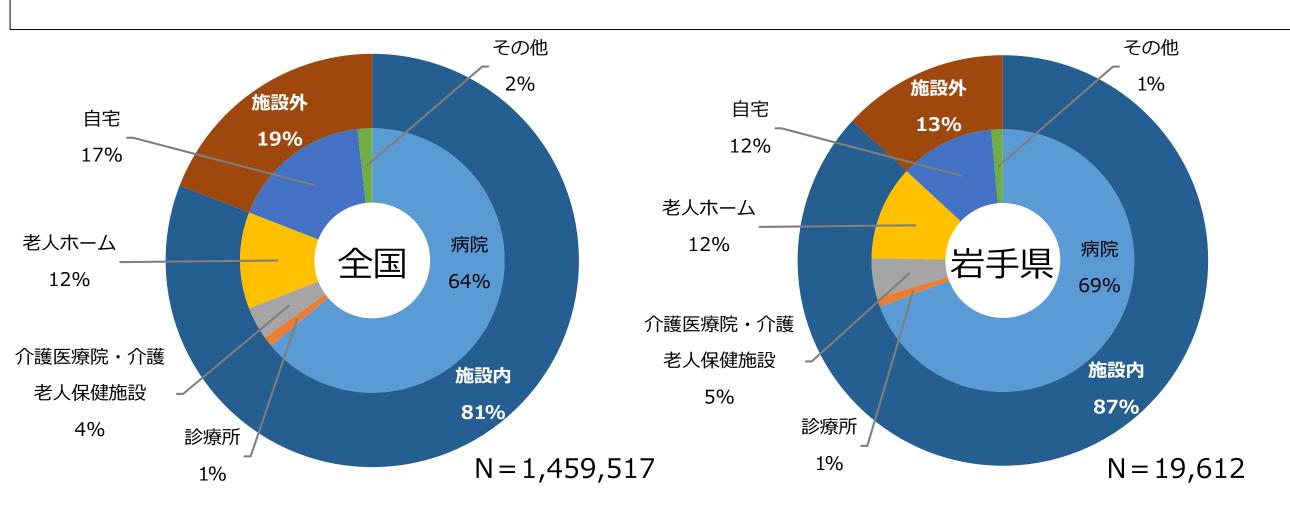
(指数:岩手県計=100)



- ※NDBオープンデータ(令和5年度)、岩手県保健福祉部長寿社会課「介護保険に係る指定事業所一覧」(令和6年3月31日現在)、厚生労働省「令和5年度病床機能報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5年(2023)年推計」を基に岩手県保健福祉部医療政策室において作成。
- ※訪問診療患者数については、NDBオープンデータで区分できないため、65歳未満の者が含まれている。
- ※介護保険施設定員数については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の定員数の合計。
- ※療養病床数(医療区分1相当)については、医療圏別の療養病床数(病院、一般診療所及び介護療養型医療施設の合計)に、療養病床全体に占める医療区分1相当の病床数を 試算し、その全体に占める割合を乗じることにより算定している。
- ※医療区分1相当の病床数の試算方法:圏域別に、療養病床入院料1を算定した件数の20%、療養病床入院料2を算定した件数の50%が医療区分1と仮定し算出した件数を、 療養病棟入院料1と療養病棟入院料2の算定件数で除して算出している。

【参考】死亡場所

- 〇 人口動態統計によると、本県は、全国に比べて病院で亡くなる人の割合が高く、自宅で亡くなる人の割合が低い。
- 介護医療院・介護老人保健施設や老人ホームで亡くなる人の割合は、全国とほとんど変わりない。



【参考】R4人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査(厚労省)

「病気で治る見込みがなく、およそ1年以内に徐々にあるいは急に死に至ると考えたとき **最期をどこで迎えたいですか**。」との質問に、一般国民の**43.3%が自宅、41.6%が医療機関、10.0%が介護施設**と回答(無回答4.6%)

⇒ 実際の死亡場所と大きく差が生じている

【参考】死亡場所

